

平成 16 年 3 月 3 日

各 位

会社名 二チモ株式会社
代表者 取締役社長 辻 征二
(コード番号 8839 東証・大証)
問合せ先 執行役員 財務経理部長
木田 臣哉
T E L 03 (5953) 4706

第三者割当による新株式発行（優先株式）ならびに 資本準備金の資本組入れに関するお知らせ

平成 16 年 3 月 3 日開催の当社取締役会において、既に平成 15 年 11 月 25 日に公表しております「中期経営計画」遂行の一環として、下記のとおり優先株式発行ならびに資本準備金の資本組入れについて、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

・優先株式発行について

1. 優先株式発行要領

- (1) 優先株式の名称 二チモ株式会社第一種優先株式（以下、「第一種優先株式」という。）
二チモ株式会社第二種優先株式（以下、「第二種優先株式」という。）
二チモ株式会社第三種優先株式（以下、「第三種優先株式」という。）
二チモ株式会社第四種優先株式（以下、「第四種優先株式」という。）
- (2) 発 行 株 式 数
- | | |
|---------|--------------------|
| 第一種優先株式 | 17,476,000 株 |
| 第二種優先株式 | 13,812,000 株 |
| 第三種優先株式 | 5,495,000 株 |
| 第四種優先株式 | <u>7,650,000 株</u> |
| 計 | 44,433,000 株 |
- (3) 発 行 価 額 1 株につき 200 円
- (4) 発行価額の総額
- | | |
|---------|------------------------|
| 第一種優先株式 | 3,495,200,000 円 |
| 第二種優先株式 | 2,762,400,000 円 |
| 第三種優先株式 | 1,099,000,000 円 |
| 第四種優先株式 | <u>1,530,000,000 円</u> |
| 計 | 8,886,600,000 円 |
- (5) 資 本 組 入 額 1 株につき 100 円
- (6) 資本組入額の総額
- | | |
|---------|----------------------|
| 第一種優先株式 | 1,747,600,000 円 |
| 第二種優先株式 | 1,381,200,000 円 |
| 第三種優先株式 | 549,500,000 円 |
| 第四種優先株式 | <u>765,000,000 円</u> |
| 計 | 4,443,300,000 円 |

- (7) 申 込 期 日 平成 16 年 3 月 19 日 (金曜日)
- (8) 払 込 期 日 平成 16 年 3 月 22 日 (月曜日)
- (9) 配 当 起 算 日 平成 16 年 3 月 23 日 (火曜日)
- (10) 割 当 方 法 第三者割当の方法による。
(優先株式の内容の詳細については、別紙をご参照ください。)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 60,758,261 株
増資による増加株式数 44,433,000 株
増資後発行済株式総数 105,191,261 株 (内 優先株式 44,433,000 株)

3. 増資の理由及び資金の用途等

(1) 増資の理由

「中期経営計画」の一環である本件増資により、自己資本の増強および有利子負債の圧縮を図り、財務体質を一層強化するためであります。

(2) 増資調達資金の用途

借入金の返済に充当いたします。

(3) 業績に与える見通し

平成 16 年 2 月 6 日に公表しました平成 16 年 9 月期の業績予想に変更はありません。

4. 増資日程 (予定)

平成 16 年 3 月 3 日 (水)	新株式発行取締役会決議
平成 16 年 3 月 4 日 (木)	新株式発行取締役会決議公告
平成 16 年 3 月 19 日 (金)	申込期日
平成 16 年 3 月 22 日 (月)	払込期日
平成 16 年 3 月 23 日 (火)	資本増加日

5. 割当先の概要

割 当 先 の 名 称			株式会社りそな銀行
割 当 株 数			第二種優先株式 13,812,000 株 第四種優先株式 7,650,000 株
払 込 金 額			第二種優先株式 2,762,400,000 円 第四種優先株式 1,530,000,000 円
本 店 所 在 地			大阪府中央区備後町二丁目 2 番 1 号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名			取締役兼代表執行役社長 野村 正朗
資 本 の 額			1,051,799 百万円 (平成 16 年 1 月 31 日現在)
大 株 主 及 び 持 株 比 率			株式会社りそなホールディングス (100%)
主 な 事 業 内 容			銀行業
当 社 と の 関 係	出資関係等	当社が保有している割当先の株式数	- 株
		割当先が保有している当社の株式数	3,017,000 株
関 係	取引関係等	営 業 取 引	預金・借入等
		人 事 関 係	割当先出身取締役 2 名及び監査役 1 名、執行役員 1 名

(注) 大株主及び持株比率並びに当社との関係の欄は平成 16 年 1 月 31 日現在におけるものであります。

割 当 先 の 名 称			株式会社横浜銀行
割 当 株 数			第一種優先株式 11,996,000 株 第三種優先株式 3,760,000 株
払 込 金 額			第一種優先株式 2,399,200,000 円 第三種優先株式 752,000,000 円
本 店 所 在 地			横浜市西区みなとみらい三丁目 1 番 1 号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名			取締役頭取 平澤 貞昭
資 本 の 額			184,806 百万円 (平成 16 年 1 月 31 日現在)
大 株 主 及 び 持 株 比 率			日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口) (6.6%) 日本マスタートラスト信託銀行 (信託口) (4.8%) 明治安田生命保険相互会社 (3.2%)
主 な 事 業 内 容			銀行業
当 社 と の 関 係	出資関係等	当社が保有している割当先の株式数	- 株
		割当先が保有している当社の株式数	2,733,000 株
関 係	取引関係等	営 業 取 引	預金・借入等
		人 事 関 係	割当先出身監査役 1 名

(注) 大株主及び持株比率並びに当社との関係の欄は平成 16 年 1 月 31 日現在におけるものであります。

割 当 先 の 名 称	株式会社みずほコーポレート		
割 当 株 数	第一種優先株式	5,480,000 株	
	第三種優先株式	1,735,000 株	
払 込 金 額	第一種優先株式	1,096,000,000 円	
	第三種優先株式	347,000,000 円	
本 店 所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 16 号		
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 大内 俊昭		
資 本 の 額	500 百万円 (平成 16 年 1 月 31 日現在)		
大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社みずほコーポレート銀行 (100%)		
主 な 事 業 内 容	貸金業		
当 社 と の 出 資 関 係 等	当社が保有している割当先の株式数	- 株	
	割当先が保有している当社の株式数	3,037,155 株	
関 係 取 引 関 係 等	営 業 取 引	借入等	
	人 事 関 係	該当事項なし	

(注) 大株主及び持株比率並びに当社との関係の欄は平成 16 年 1 月 31 日現在におけるものであります。

・ 資本準備金の資本組入れについて

1. 資本準備金減額の目的

「中期経営計画」遂行の一環として、資本準備金の一部を資本金に組入れ自己資本の増強を図るものです。

2. 資本準備金減額の要領 (減少すべき資本準備金の額)

商法第 293 条ノ 3 の規定に基づき、資本準備金の一部 9,700 千円を資本金 4,453,300 千円に組入れ、資本金を 4,463,000 千円といたします。

3. 資本金の推移

現在の資本金	10,000 千円
増資による増加資本金	4,443,300 千円
資本準備金からの組入れ金	9,700 千円
増資および資本準備金組入れ後の資本金	4,463,000 千円

4. 資本準備金減額および資本組入れ日程 (予定)

平成 16 年 3 月 3 日 取締役会決議日
平成 16 年 3 月 23 日 資本準備金減額および資本組入れ日

(注) 資本組入れの効力発生は増資の効力発生が条件となります。

以 上

【別 紙】

優先株式の発行要領

第一種優先株式の発行要領

- | | |
|--------------|--|
| (1) 株式の種類 | ニチモ株式会社第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。） |
| (2) 発行株式数 | 第一種優先株式 17,476,000 株 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 200 円 |
| (4) 発行価額の総額 | 3,495,200,000 円 |
| (5) 資本組入額 | 1 株につき 100 円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 1,747,600,000 円 |
| (7) 申込期日 | 平成 16 年 3 月 19 日（金） |
| (8) 払込期日 | 平成 16 年 3 月 22 日（月） |
| (9) 配当起算日 | 平成 16 年 3 月 23 日（火） |
| (10) 発行方法 | 第三者割当の方法により下記割当先に対し下記株式数を発行する。
株式会社みずほコーポレート 5,480,000 株
株式会社横浜銀行 11,996,000 株 |

(11) 優先配当金

優先配当金の計算

第一種優先株式 1 株当たりの優先配当金（以下「第一種優先配当金」という。）の額は、第一種優先株式の発行価額（200 円）に、それぞれの営業年度ごとに日本円 TIBOR（6 ヶ月物） + 1.0%の年率（以下「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

第一種優先配当金は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。計算の結果、第一種優先配当金が 1 株につき 20 円を超える場合は、20 円とする。

第一種配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成 16 年 3 月 23 日および、それ以降の毎年の 10 月 1 日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円 TIBOR（6 ヶ月物）」は、各年率修正日およびその直後の（ただし、償還価額の計算のために第一種優先配当金を算出する場合は、その償還日の直前の）4 月 1 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 2 時点において、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR（6 ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを日本円 TIBOR（6 ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある営業年度において、第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録質権者（以下「第一種登録質権者」という。）に対して支払う利益配当金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第一種優先株主および第一種登録質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。

(12) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主および第一種登録質権者に対し、当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式 1 株につき 200 円を支払う。

第一種優先株主および第一種登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

- (13) 買受または消却
当社は第一種優先株式を買受け、または利益をもって消却することができる。
- (14) 議決権
第一種優先株主は株主総会において議決権を有しない。
- (15) 株式の併合または分割、新株引受権等
当社は法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
当社は第一種優先株主には、新株の引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (16) 償還請求権
第一種優先株主は、平成19年1月1日以降、毎年1月1日から1月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、商法第290条第1項所定の限度額の75%から、当社が、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行している優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、第一種優先株式の全部または一部の償還を請求することができ、当社は、償還請求可能期間満了の日以降、法令の定めに従い、遅滞なく償還手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えて第一種優先株主からの償還請求があった場合、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。償還価額は、第一種優先株式1株につき200円に償還請求日の属する営業年度における第一種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。
- (17) 強制償還
当社は、平成22年10月1日以降、いつでも第一種優先株主または第一種登録質権者の意思にかかわらず、第一種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、第一種優先株式1株につき発行価額の103%を乗じた価額に償還日の属する営業年度における第一種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。
- (18) 転換予約権
転換請求期間
平成20年10月1日から平成26年3月29日まで
転換の条件
第一種優先株式は、次の転換の条件で普通株式に転換することができる。
- イ．当初転換価額
当初転換価額は、80円とする。
- ロ．転換により発行する普通株式数
第一種優先株式の転換により発行すべき普通株式の数は、次のとおりとする。
- $$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
- 発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ハ．転換価額の修正
転換価額は、平成21年10月1日以降平成26年3月29日まで毎年10月1日（以下「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日現在における時価に修正されるものとし、当該転換価額は当該転換価額修正日以降、翌年の転換価額修正日の前日（または転換請求期間の終了日）までの間になされた転換請求（本号に従って到着することを要する。）について、適用される。ただし、当該時価が当初転換価額の70%の額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の200%の額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
上記の転換価額修正日の「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始ま

る30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

二. 転換価額の調整

- a. 第一種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額(当該時点で適用のある前記イの当初転換価額または八により修正された転換価額(前記八の下限転換価額および上限転換価額を含む。))をいう。)は、下記算式(以下「転換価額調整式」という。)により計算される転換価額に調整される。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たり時価}} \times \text{1株当たり払込・処分金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は転換価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

なお、当社が普通株式に係る自己株式を保有している場合には、転換価額調整式において、保有する普通株式に係る自己株式数は、既発行普通株式数から、保有する普通株式に係る自己株式に対して発行される新株の数は、新規発行普通株式数から、それぞれ控除する。

- ii 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日があるときはその株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がないときは、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定められた日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- iii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。
- b. 上記a.各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少、または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、前記a.ii号但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、

その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、上記45取引日の間に当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、前記a.に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。
- e. 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日(ただし、株式の分割を行うための当社の取締役会において株主割当以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合はその日)、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の既発行普通株式数(当該新規発行分は含まれない。)から、当該日における当社の保有する普通株式数を控除した数とする。
- f. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第一種優先株式を表章する株券が上記に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(19) 強制転換

平成20年10月1日から平成26年3月29日までに転換請求のなかった第一種優先株式は、平成26年3月30日以降の取締役会で定める日(以下「強制転換日」という。)をもって、第一種優先株式1株の払込金相当額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下本号において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が(1)上限転換価額を上回るとき、または(2)下限転換価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合当該上限転換価額で、(2)の場合当該下限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(20) 期中転換があった場合

第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされたときの属する営業年度の10月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21) 優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位とする。第一種優先株主、第二種優先株主、第三種優先株主および第四種優先株主のうち二つ以上の種類の優先株主から、同一の償還請求可能期間において償還請求がなされた場合には、第一種優先株式の償還が第二種、第三種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第三種優先株式の償還が第二種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第二種優先株式の償還が第四種優先株式の償還に先立つものとする。

当社が、平成17年10月1日以降平成22年10月1日より前に優先株式の強制償還を行う場合には、第三種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、平成22年10月1日以降に優先株式の強制償還を行う場合には、第一種優先株式の強制償還が第二種、第三種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第三種優先株式の強制償還が第二種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第二種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとする。

- (22) 上記各項の他、当会社定款規定に従うものとし、本事項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

第二種優先株式の発行要領

- | | | |
|------|----------|---|
| (1) | 株式の種類 | ニチモ株式会社第二種優先株式（以下「第二種優先株式」という。） |
| (2) | 発行株式数 | 第二種優先株式 13,812,000株 |
| (3) | 発行価額 | 1株につき 200円 |
| (4) | 発行価額の総額 | 2,762,400,000円 |
| (5) | 資本組入額 | 1株につき 100円 |
| (6) | 資本組入額の総額 | 1,381,200,000円 |
| (7) | 申込期日 | 平成16年3月19日（金） |
| (8) | 払込期日 | 平成16年3月22日（月） |
| (9) | 配当起算日 | 平成16年3月23日（火） |
| (10) | 発行方法 | 第三者割当の方法により下記割当先に対し下記株式数を発行する。
株式会社りそな銀行 13,812,000株 |

(11) 優先配当金

優先配当金の計算

第二種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第二種優先配当金」という。）の額は、第二種優先株式の発行価額（200円）に、それぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）+1.0%の年率（以下「第二種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

第二種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。計算の結果、第二種優先配当金が1株につき20円を超える場合は、20円とする。

第二種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成16年3月23日および、それ以降の毎年の10月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、各年率修正日およびその直後の（ただし、償還価額の計算のために第二種優先配当金を算出する場合は、その償還日の直前の）4月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある営業年度において、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録質権者（以下「第二種登録質権者」という。）に対して支払う利益配当金の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第二種優先株主および第二種登録質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当は行わない。

(12) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主および第二種登録質権者に対し、当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき200円を支払う。

第二種優先株主および第二種登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(13) 買受または消却

当会社は第二種優先株式を買受け、または利益をもって消却することができる。

(14) 議決権

第二種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(15) 株式の併合または分割、新株引受権等

当社は法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
当社は第二種優先株主には、新株の引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(16) 償還請求権

第二種優先株主は、平成19年1月1日以降、毎年1月1日から1月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、商法第290条第1項所定の限度額の75%から、当社が、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行している優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、第二種優先株式の全部または一部の償還を請求することができ、当社は、償還請求可能期間満了の日以降、法令の定めに従い、遅滞なく償還手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えて第二種優先株主からの償還請求があった場合、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。償還価額は、第二種優先株式1株につき200円に償還請求日の属する営業年度における第二種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(17) 強制償還

当社は、平成22年10月1日以降、いつでも第二種優先株主または第二種登録質権者の意思にかかわらず、第二種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、第二種優先株式1株につき発行価額の103%を乗じた価額に償還日の属する営業年度における第二種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(18) 転換予約権

転換請求期間

平成20年10月1日から平成26年3月29日まで

転換の条件

第二種優先株式は、次の転換の条件で普通株式に転換することができる。

イ．当初転換価額

当初転換価額は、80円とする。

ロ．転換により発行する普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先株式の発行} \\ \text{価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．転換価額の修正

転換価額は、平成21年10月1日以降平成26年3月29日まで毎年10月1日（以下「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日現在における時価に修正されるものとし、当該転換価額は当該転換価額修正日以降、翌年の転換価額修正日の前日（または転換請求期間の終了日）までの間になされた転換請求（本号に従って到着することを要する。）について、適用される。ただし、当該時価が当初転換価額の70%の額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の200%の額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

上記の転換価額修正日の「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ．転換価額の調整

- a. 第二種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額（当該時点で適用のある前記イの当初転換価額または八により修正された転換価額（前記八の下限転換価額および上限転換価額を含む。）をいう。）は、下記算式（以下「転換価額調整式」という。）により計算される転換価額に調整される。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込・処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は転換価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

なお、当社が普通株式に係る自己株式を保有している場合には、転換価額調整式において、保有する普通株式に係る自己株式数は、既発行普通株式数から、保有する普通株式に係る自己株式に対して発行される新株の数は、新規発行普通株式数から、それぞれ控除する。

- ii 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日があるときはその株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がないときは、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定められた日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- iii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。
- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少、または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、前記 a. ii 号但書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、上記45取引日の間に当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、前記 a. に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日にお

いて有効な転換価額とする。

- e. 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日(ただし、株式の分割を行うための当会社の取締役会において株主割当以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合はその日)、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の既発行普通株式数(当該新規発行分は含まれない。)から、当該日における当会社の保有する普通株式数を控除した数とする。
- f. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第二種優先株式を表章する株券が上記に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(19) 強制転換

平成20年10月1日から平成26年3月29日までに転換請求のなかった第二種優先株式は、平成26年3月30日以降の取締役会で定める日(以下「強制転換日」という。)をもって、第二種優先株式1株の払込金相当額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下本号において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が(1)上限転換価額を上回るとき、または(2)下限転換価額を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合当該上限転換価額で、(2)の場合当該下限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(20) 期中転換があった場合

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされたときの属する営業年度の10月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21) 優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位とする。第一種優先株主、第二種優先株主、第三種優先株主および第四種優先株主のうち二つ以上の種類の優先株主から、同一の償還請求可能期間において償還請求がなされた場合には、第一種優先株式の償還が第二種、第三種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第三種優先株式の償還が第二種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第二種優先株式の償還が第四種優先株式の償還に先立つものとする。

当会社が、平成17年10月1日以降平成22年10月1日より前に優先株式の強制償還を行う場合には、第三種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、平成22年10月1日以降に優先株式の強制償還を行う場合には、第一種優先株式の強制償還が第二種、第三種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第三種優先株式の強制償還が第二種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第二種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとする。

- (22) 上記各項の他、当会社定款規定に従うものとし、本事項は各種の法令に基づき必要手続の効力発生を条件とする。

第三種優先株式の発行要領

- (1) 株式の種類 二チモ株式会社第三種優先株式(以下「第三種優先株式」という。)
- (2) 発行株式数 第三種優先株式 5,495,000株
- (3) 発行価額 1株につき200円

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (4) 発行価額の総額 | 1,099,000,000 円 |
| (5) 資本組入額 | 1 株につき 100 円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 549,500,000 円 |
| (7) 申込期日 | 平成 16 年 3 月 19 日 (金) |
| (8) 払込期日 | 平成 16 年 3 月 22 日 (月) |
| (9) 配当起算日 | 平成 16 年 3 月 23 日 (火) |
| (10) 発行方法 | 第三者割当の方法により下記割当先に対し下記株式数を発行する。 |
| | 株式会社みずほコーポレート 1,735,000 株 |
| | 株式会社横浜銀行 3,760,000 株 |

(11) 優先配当金

優先配当金の計算

第三種優先株式 1 株当たりの優先配当金 (以下「第三種優先配当金」という。) の額は、第三種優先株式の発行価額 (200 円) に、それぞれの営業年度ごとに日本円 TIBOR (6 ヶ月物) の年率 (以下「第三種配当年率」という。) を乗じて算出した額とする。

第三種優先配当金は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。計算の結果、第三種優先配当金が 1 株につき 20 円を超える場合は、20 円とする。

第三種配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成 16 年 3 月 23 日および、それ以降の毎年の 10 月 1 日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円 TIBOR (6 ヶ月物)」は、各年率修正日およびその直後の (ただし、償還価額の計算のために第三種優先配当金を算出する場合は、その償還日の直前の) 4 月 1 日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の 2 時点において、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR (6 ヶ月物) が公表されていない場合は、同日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート (ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物 (360 日ベース)) として英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを日本円 TIBOR (6 ヶ月物) に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある営業年度において、第三種優先株式を有する株主 (以下「第三種優先株主」という。) または第三種優先株式の登録質権者 (以下「第三種登録質権者」という。) に対して支払う利益配当金の額が第三種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第三種優先株主および第三種登録質権者に対しては、第三種優先配当金を超えて配当は行わない。

(12) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第三種優先株主および第三種登録質権者に対し、当会社の普通株式 (以下「普通株式」という。) を有する株主 (以下「普通株主」という。) および普通株式の登録質権者 (以下「普通登録質権者」という。) に先立ち、第三種優先株式 1 株につき 200 円を支払う。

第三種優先株主および第三種登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(13) 買受または消却

当会社は第三種優先株式を買受け、または利益をもって消却することができる。

(14) 議決権

第三種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(15) 株式の併合または分割、新株引受権等

当会社は法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当会社は第三種優先株主には、新株の引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受

権を与えない。

(16) 償還請求権

第三種優先株主は、平成19年1月1日以降、毎年1月1日から1月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、商法第290条第1項所定の限度額の75%から、当会社が、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行している優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、第三種優先株式の全部または一部の償還を請求することができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日以降、法令の定めに従い、遅滞なく償還手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えて第三種優先株主からの償還請求があった場合、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。償還価額は、第三種優先株式1株につき200円に償還請求日の属する営業年度における第三種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(17) 強制償還

当会社は、平成17年10月1日以降、いつでも第三種優先株主または第三種登録質権者の意思にかかわらず、第三種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、第三種優先株式1株につき発行価額に償還日の属する営業年度における第三種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(18) 転換予約権

転換請求期間

平成16年5月1日から平成26年3月29日まで

転換の条件

第三種優先株式は、次の転換の条件で普通株式に転換することができる。

イ．当初転換価額

当初転換価額は、80円とする。

ロ．転換により発行する普通株式数

第三種優先株式の転換により発行すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年3月29日まで毎年10月1日（以下「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日現在における時価に修正されるものとし、当該転換価額は当該転換価額修正日以降、翌年の転換価額修正日の前日（または転換請求期間の終了日）までの間になされた転換請求（本号 に従って到着することを要する。）について、適用される。ただし、当該時価が当初転換価額の70%の額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の200%の額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

上記の転換価額修正日の「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

二．転換価額の調整

ア．第三種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額（当該時点で適用のある前記イの当初転換価額またはハにより修正された転換価額（前記ハの下限転換価額および上限転換価額を含む。）をいう。）は、下記算式（以下「転換価額

調整式」という。)により計算される転換価額に調整される。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込・処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は転換価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

なお、当社が普通株式に係る自己株式を保有している場合には、転換価額調整式において、保有する普通株式に係る自己株式数は、既発行普通株式数から、保有する普通株式に係る自己株式に対して発行される新株の数は、新規発行普通株式数から、それぞれ控除する。

- ii 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日があるときはその株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がないときは、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定められた日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- iii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。
- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少、または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、前記 a. ii 号但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、上記45取引日の間に当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、前記 a. に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。
- e. 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日(ただし、株式の分割を行うための当社の取締役会において株主割当以外の日を株式

分割の効力発生日と定めた場合はその日)、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の既発行普通株式数(当該新規発行分は含まれない。)から、当該日における当社の保有する普通株式数を控除した数とする。

- f. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第三種優先株式を表章する株券が上記に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(19) 強制転換

平成16年5月1日から平成26年3月29日までに転換請求のなかった第三種優先株式は、平成26年3月30日以降の取締役会で定める日(以下「強制転換日」という。)をもって、第三種優先株式1株の払込金相当額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下本号において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が(1)上限転換価額を上回るとき、または(2)下限転換価額を下回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合当該上限転換価額で、(2)の場合当該下限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(20) 期中転換があった場合

第三種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされたときの属する営業年度の10月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21) 優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位とする。第一種優先株主、第二種優先株主、第三種優先株主および第四種優先株主のうち二つ以上の種類の優先株主から、同一の償還請求可能期間において償還請求がなされた場合には、第一種優先株式の償還が第二種、第三種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第三種優先株式の償還が第二種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第二種優先株式の償還が第四種優先株式の償還に先立つものとする。

当会社が、平成17年10月1日以降平成22年10月1日より前に優先株式の強制償還を行う場合には、第三種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、平成22年10月1日以降に優先株式の強制償還を行う場合には、第一種優先株式の強制償還が第二種、第三種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第三種優先株式の強制償還が第二種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第二種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとする。

- (22) 上記各項の他、当会社定款規定に従うものとし、本事項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

第四種優先株式の発行要領

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 株式の種類 | ニチモ株式会社第四種優先株式(以下「第四種優先株式」という。) |
| (2) 発行株式数 | 第四種優先株式 7,650,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき200円 |
| (4) 発行価額の総額 | 1,530,000,000円 |
| (5) 資本組入額 | 1株につき100円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 765,000,000円 |

- (7) 申込期日 平成 16 年 3 月 19 日 (金)
(8) 払込期日 平成 16 年 3 月 22 日 (月)
(9) 配当起算日 平成 16 年 3 月 23 日 (火)
(10) 発行方法 第三者割当の方法により下記割当先に対し下記株式数を発行する。
株式会社りそな銀行 7,650,000 株

(11) 優先配当金

優先配当金の計算

第四種優先株式 1 株当たりの優先配当金 (以下「第四種優先配当金」という。) の額は、第四種優先株式の発行価額 (200 円) に、それぞれの営業年度ごとに日本円 TIBOR (6 ヶ月物) の年率 (以下「第四種配当年率」という。) を乗じて算出した額とする。

第四種優先配当金は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。計算の結果、第四種優先配当金が 1 株につき 20 円を超える場合は、20 円とする。

第四種配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成 16 年 3 月 23 日および、それ以降の毎年の 10 月 1 日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円 TIBOR (6 ヶ月物)」は、各年率修正日およびその直後の (ただし、償還価額の計算のために第四種優先配当金を算出する場合は、その償還日の直前の) 4 月 1 日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の 2 時点において、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR (6 ヶ月物) が公表されていない場合は、同日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート (ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物 (360 日ベース)) として英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを日本円 TIBOR (6 ヶ月物) に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある営業年度において、第四種優先株式を有する株主 (以下「第四種優先株主」という。) または第四種優先株式の登録質権者 (以下「第四種登録質権者」という。) に対して支払う利益配当金の額が第四種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第四種優先株主および第四種登録質権者に対しては、第四種優先配当金を超えて配当は行わない。

(12) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第四種優先株主および第四種登録質権者に対し、当会社の普通株式 (以下「普通株式」という。) を有する株主 (以下「普通株主」という。) および普通株式の登録質権者 (以下「普通登録質権者」という。) に先立ち、第四種優先株式 1 株につき 200 円を支払う。

第四種優先株主および第四種登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(13) 買受または消却

当会社は第四種優先株式を買受け、または利益をもって消却することができる。

(14) 議決権

第四種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(15) 株式の併合または分割、新株引受権等

当会社は法令に定める場合を除き、第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当会社は第四種優先株主には、新株の引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(16) 償還請求権

第四種優先株主は、平成 19 年 1 月 1 日以降、毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間 (以下「償還請求可能期間」という。) において、商法第 290 条第 1 項所定の限度額の 75% から、当会

社が、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行している優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、第四種優先株式の全部または一部の償還を請求することができ、当社は、償還請求可能期間満了の日以降、法令の定めに従い、遅滞なく償還手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えて第四種優先株主からの償還請求があった場合、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。償還価額は、第四種優先株式 1 株につき 200 円に償還請求日の属する営業年度における第四種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(17) 強制償還

当社は、平成 17 年 10 月 1 日以降、いつでも第四種優先株主または第四種登録質権者の意思にかかわらず、第四種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、第四種優先株式 1 株につき発行価額に償還日の属する営業年度における第四種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(18) 転換予約権

転換請求期間

平成 16 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 29 日まで

転換の条件

第四種優先株式は、次の転換の条件で普通株式に転換することができる。

イ．当初転換価額

当初転換価額は、80 円とする。

ロ．転換により発行する普通株式数

第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{第四種優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第四種優先株式の発行} \\ \text{価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．転換価額の修正

転換価額は、平成 17 年 10 月 1 日以降平成 26 年 3 月 29 日まで毎年 10 月 1 日（以下「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日現在における時価に修正されるものとし、当該転換価額は当該転換価額修正日以降、翌年の転換価額修正日の前日（または転換請求期間の終了日）までの間になされた転換請求（本号 に従って到着することを要する。）について、適用される。ただし、当該時価が当初転換価額の 70% の額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の 200% の額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

上記の転換価額修正日の「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

二．転換価額の調整

a．第四種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額（当該時点で適用のある前記イの当初転換価額またはハにより修正された転換価額（前記ハの下限転換価額および上限転換価額を含む。）をいう。）は、下記算式（以下「転換価額調整式」という。）により計算される転換価額に調整される。調整後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込・処分金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たり時価} \end{array}}$$

- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は転換価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

なお、当社が普通株式に係る自己株式を保有している場合には、転換価額調整式において、保有する普通株式に係る自己株式数は、既発行普通株式数から、保有する普通株式に係る自己株式に対して発行される新株の数は、新規発行普通株式数から、それぞれ控除する。

- ii 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日があるときはその株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がないときは、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定められた日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- iii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。
- b. 上記 a . 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少、または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 転換価額調整式で使用する 1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、前記 a . ii 号但書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、上記 45 取引日の間に当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、前記 a . に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。
- e. 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日（ただし、株式の分割を行うための当社の取締役会において株主割当以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合はその日）、株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の既発行普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）から、当該日における当社の保有する普通株式数を控除した数とする。
- f. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円

未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第四種優先株式を表章する株券が上記 に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(19) 強制転換

平成16年5月1日から平成26年3月29日までに転換請求のなかった第四種優先株式は、平成26年3月30日以降の取締役会で定める日(以下「強制転換日」という。)をもって、第四種優先株式1株の払込金相当額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下本号において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が(1)上限転換価額を上回るとき、または(2)下限転換価額を下回るときは、第四種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合当該上限転換価額で、(2)の場合当該下限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(20) 期中転換があった場合

第四種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされたときの属する営業年度の10月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21) 優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位とする。第一種優先株主、第二種優先株主、第三種優先株主および第四種優先株主のうち二つ以上の種類の優先株主から、同一の償還請求可能期間において償還請求がなされた場合には、第一種優先株式の償還が第二種、第三種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第三種優先株式の償還が第二種および第四種優先株式の償還に先立つものとし、第二種優先株式の償還が第四種優先株式の償還に先立つものとする。

当会社が、平成17年10月1日以降平成22年10月1日より前に優先株式の強制償還を行う場合には、第三種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、平成22年10月1日以降に優先株式の強制償還を行う場合には、第一種優先株式の強制償還が第二種、第三種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第三種優先株式の強制償還が第二種および第四種優先株式の強制償還に先立つものとし、第二種優先株式の強制償還が第四種優先株式の強制償還に先立つものとする。

(22) 上記各項の他、当会社定款規定に従うものとし、本事項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。